

○交流促進施設アポイ山荘設置条例

平成9年3月12日
条例第14号

(目的及び設置)

第1条 この条例は、地域の資源を有効活用することにより、都市住民との交流を促進し、就業機会の創出など地域の経済的効果を図るため設置する交流促進施設アポイ山荘（以下「アポイ山荘」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 アポイ山荘の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
アポイ山荘	様似町字平宇479番地の7

(管理の代行)

第3条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、アポイ山荘の管理に関する次の業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 利用の許可に関する業務
- (2) 利用料金の収受に関する業務
- (3) アポイ山荘の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(利用の許可)

第4条 アポイ山荘を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により許可する場合に、必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第5条 前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用料を納入しなければならない。

- 2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表の範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、あらかじめ町長が定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、アポイ山荘の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物、設備及び備付物件を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他、管理上支障があると認められるとき。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(利用の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (4) その他、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(利用料金の還付)

第10条 指定管理者は既に收受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則に定める基準に従い利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、アポイ山荘の施設又は設備若しくはその他の物件をき損し、又は滅失したときは、町長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(過料)

第12条 詐欺その他不正の行為により利用料金の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月22日条例第15号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月24日条例第14号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月13日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年7月2日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月22日条例第24号）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月13日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 宿泊室使用料

区分	1泊食事別1人当たり使用料	摘要
大人	10,000円	1 子供料金は、小学生の者
子供	7,000円	

2 会議室使用料

区分	使用料	摘要
研集室1 （和室）	2,000円	1 2時間の使用を基本とし、2時間を超え使用する場合は、超過時間1時間につき使用料の2分の1の額を加算する。 2 分割して使用する場合は、使用料の2分の1の額を減額する。
研集室2 （洋室）	2,000円	

3 入浴料

区分	使用料	摘要	
入浴料	大人	500円	1 子供料金は、小学生の者
	子供	200円	
	幼児	100円	

○交流促進施設アポイ山荘設置条例施行規則

平成9年4月1日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、交流促進施設アポイ山荘設置条例（平成9年様似町条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 アポイ山荘（以下「施設」という。）の休館日は、設けないものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を設けることができる。

(使用の承認等)

第3条 条例第4条第1項の規定により施設の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめアポイ山荘使用承認申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別な事由があると認めるときは、口頭により申込みすることができる。

2 町長は、前項の申請について承認したときは、アポイ山荘使用承認書（別記様式第2号）又は口頭により申請者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第6条の規定により使用料を減免することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 町及び町に所属する機関が主催し、又は共催するもの。

(2) 町内の各学校が教育課程として利用するとき。

(3) その他町長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、アポイ山荘使用承認申請書と同時にアポイ山荘使用料減免申請書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、使用料の減免を承認したときは、アポイ山荘使用料減免承認書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(使用時間)

第5条 町長が設置の運営に支障がないと認めるときは、第3条第2項により承認を受けた者（以下「使用者」という。）に使用時間を超過して使用させることができる。

2 使用者が宿泊で使用する場合の使用時間は、午後2時から翌日の午前10時までとする。

(使用料の還付)

第6条 条例第10条ただし書の規定により、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用不能となったとき。
- (2) 条例第9条第3号の規定により使用を停止し、又は使用の承認を取り消したとき。
- (3) その他町長が適当と認めたとき。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、その使用について次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく備品等を施設外に持ち出さないこと。
- (2) 施設又は付属物若しくは備付物件を汚染し、破損し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 他の使用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年8月1日規則第12号)

この規則は平成13年8月1日から施行する。

○さまにシルバー券交付事業実施要綱

令和5年3月28日
告示第33号

(目的)

第1条 この事業は、老人等に対して、交流促進施設アポイ山荘（以下「アポイ山荘」という。）への入浴及びハイヤーの利用料金の支払い時に使用できるさまにシルバー券を交付し、もって健康の向上に資するとともに、老人等の移動手段の不便さを解消し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 この事業を利用できる者（以下「利用者」という。）は、様似町に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 満70歳以上の者

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者

(助成の額)

第3条 町長は、さまにシルバー券（別記様式第1号）の交付により、アポイ山荘での無料入浴、若しくはハイヤー運賃の一部を助成するものとし、助成額はこの券1枚につき500円とする。なお、この券は1回の利用につき、何枚でも使用できる。

(交付枚数)

第4条 交付を受けられる枚数は1人年間48枚を限度とする。

(利用範囲)

第5条 さまにシルバー券を使用できる業者は、アポイ山荘の指定管理者及び日交ハイヤー株式会社とする。

2 この券を使用してハイヤーを利用する場合には、町内の利用に限るものとする。

(申請)

第6条 さまにシルバー券の交付を受けようとする者は、さまにシルバー券交付申請書（別記様式第2号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(さまにシルバー券の交付の方法)

第7条 町長は前条の申請があったときは、町長が指定する方法により、さまにシルバー券を交付するものとする。

2 さまにシルバー券の有効期限は、申請のあった年度の末までとする。有効期限終了後は再度申請書を提出し、継続利用の旨を届け出るものとする。

(不正使用の禁止)

第8条 さまにシルバー券の交付を受けた者は、この券を他人に使用させ、又は譲渡してはならない。

2 前項に規定する事由が判明した場合には、不正使用した金額を返還するよう、この券を交付した者に通告できるものとする。

(さまにシルバー券の返還)

第9条 さまにシルバー券の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに町長に返還しなければならない。

(1) 死亡したとき

(2) 様似町外に転出したとき

(3) この券を不正に使用したとき

2 前項に規定する事由が発生したことを知り得たときから、町長は、対象となる利用者のさまにシルバー券を失効することができる。

(請求)

第10条 第5条に規定する業者は、さまにシルバー券の利用を受けた日の属する月の助成金について、翌10日までに請求書(別記様式第3号)に当該助成券を添付し、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めた場合は、業者へ速やかに料金を支払うものとする。

(台帳の整備)

第11条 町長は、事業を適正に実施するため、さまにシルバー券交付台帳(別記様式第4号)を整備し、内容に変更があったときは業者に開示できるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。